

札幌市木造住宅耐震改修工事等補助事業実施要綱

平成 22 年 5 月 18 日 副市長決裁

最近改正 平成 31 年 4 月 1 日

目次

第 1 章 総則	3
第 1 条（目的）	3
第 2 条（定義）	3
第 2 章 補助事業	4
第 3 条（補助対象住宅）	4
第 4 条（補助対象者）	5
第 5 条（補助対象となる設計・工事・工事監理）	5
第 6 条（補助対象となる費用）	6
第 7 条（補助金の交付額）	7
第 3 章 手続き	8
第 8 条（補助金交付の申請）	8
第 9 条（補助金交付の決定等）	11
第 10 条（耐震診断の精査）	11
第 11 条（耐震改修工事等の内容の変更等）	11
第 12 条（申請者の変更）	12
第 13 条（耐震改修工事等の取下）	12
第 14 条（耐震改修工事等の着手）	13
第 15 条（耐震設計の精査）	13
第 16 条（耐震設計及び耐震改修工事を総合的に実施する場合の耐震設計確認 報告及び耐震改修工事の着手）	13
第 17 条（耐震改修工事の中間検査）	14
第 18 条（耐震改修工事の完了検査）	14
第 19 条（完了報告）	14

第 20 条（補助金の額の確定）	15
第 21 条（是正のための措置）	15
第 22 条（補助金の請求）	16
第 23 条（補助金の交付）	16
第 24 条（交付決定の取消し等）	16
第 25 条（補助金の返還）	16
第 4 章 雑則	16
第 26 条（補助の限度）	17
第 27 条（耐震改修工事等の補助事業の遂行）	17
第 28 条（調査等への協力）	17
第 29 条（委託業務）	17
第 30 条（秘密の保持）	17
第 31 条（その他）	17
第 32 条（委任）	17

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市住宅耐震化促進条例(平成 18 年 2 月 21 日条例第 1 号)及び第 2 次札幌市耐震改修促進計画(平成 28 年 4 月策定)に基づき、木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震性の向上に資する取組に対して必要な助成を行う事業(以下「補助事業」という。)を実施し、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 市内に存する木造の一戸建て住宅、長屋又は共同住宅をいう。

(2) 派遣要綱 札幌市木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱をいう。

(3) 耐震診断 地震に対する安全性を評価するものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 派遣要綱第 2 条第 3 号に定める耐震診断員が実施する、同要綱第 2 条第 2 号に定める一般診断

イ 一般財団法人日本建築防災協会「2012 年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法(改訂版)」(以下「建防協木造基準」という。)に定める精密診断

(4) 耐震設計 耐震診断の結果に基づいた、木造住宅の耐震改修工事を行うための設計をするものであって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、市長が同等以上と認めるときは、この限りでない。

ア 建防協木造基準に定める一般診断法による補強設計

イ 建防協木造基準に定める精密診断法による補強設計

(5) 耐震改修工事 耐震設計に基づき行う木造住宅の増築、改築、修繕、模様替え又は一部の除却をすることをいう。

- (6) 工事監理 耐震改修工事の監理及び検査報告書の作成等をいう。
- (7) 耐震診断員 この要綱による耐震設計又は工事監理を行う者として派遣要綱第2条第3号に定める耐震診断員をいう。
- (8) 上部構造評点 建防協木造基準で定める上部構造評点をいう。
- (9) 申請者 本要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者。
- (10) 耐震診断精査確認報告書 札幌市又は表に掲げる専門機関が耐震診断を精査し適切に行なわれていると判定したときに発行する書類をいう。

	専門機関名
ア	一般財団法人日本建築防災協会が事務局をする全国耐震ネットワーク委員会に参加している団体
イ	一般社団法人 北海道建築士事務所協会 札幌支部

- (11) 耐震設計精査確認報告書 札幌市又は前号の表に掲げる専門機関が耐震設計を精査し適切に行なわれていると判定したときに発行する書類をいう。
- (12) 中間検査確認報告書 市長が中間検査の結果、耐震改修工事が適切に行われていると判定したときに発行する書類をいう。
- (13) 完了検査確認報告書 市長が完了検査の結果、耐震改修工事が適切に行われていると判定したときに発行する書類をいう。

第2章 補助事業

(補助対象住宅)

第3条 補助事業の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は木造住宅のうち、次の要件を満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

- (2) 地上階数が3以下のもの。ただし、木造部分の階数が2以下のものに限る。
- (3) 住宅とその他用途が兼用されている場合は、居住部分の床面積が延べ床面積（自動車車庫等があるときは、その部分の床面積を含まないものとする。）の2分の1以上のもの
- (4) 柱、はり等の構造耐力上主要な部分が木材の軸組構法（在来構法）で造られたもの。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。
- (5) 耐震診断により、地震に対し倒壊、崩壊する危険性がある、又は高いと判断されたもの
- (6) 過去に補助金を受けて同種の事業を行ったことがないもの。ただし、段階的に実施する耐震改修工事に関してはこの限りでない。
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に定める建築基準関係規定に適合しているもの
- (8) 申請者以外の者が入居している建築物（区分所有建築物、共同住宅等）にあつては、申請者以外の入居者の合意を得ているもの

（補助対象者）

第4条 申請者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

- (1) 補助対象住宅の所有者であること（団体にあつては代表者）
- (2) 札幌市の市税を滞納していないこと

2 前項の規定にかかわらず、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者は、申請者となることができない。

（補助対象となる設計・工事・工事監理）

第5条 補助対象となる耐震設計は、次の各号に適合するものとする。

(1) 耐震診断員が実施する耐震設計であり、上部構造評点を 1.0 以上とする設計で、耐震設計精査確認報告書の発行を受けるもの。ただし、次項第 1 号アに規定する工事を行う場合は、上部構造評点を 0.7 以上かつ 1.0 未満とする耐震設計の耐震設計精査確認報告書の発行も併せて受けるもの

(2) 耐震診断時に重大な地盤・基礎注意事項の指摘があった場合、その指摘の改善を併せて行う耐震設計であるもの

2 補助対象となる耐震改修工事及びそれに伴う工事監理は、次の各号に適合するものとする。

(1) 耐震改修工事にあつては、前項各号に定める耐震設計に基づくものであり、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可を受けている工事施工業者が行うもの。ただし、段階的に耐震改修工事を行う場合（以下「段階改修工事」という。）は次のア及びイの 2 回に分けて行うもの

ア 1 段階目の耐震改修工事で全体の上部構造評点が 0.7 以上かつ 1.0 未満とする耐震改修工事（以下「1 段階目改修」という。）

イ 2 段階目の耐震改修工事で全体の上部構造評点が 1.0 以上とする耐震改修工事（以下「2 段階目改修」という。）

(2) 工事監理にあつては、原則耐震設計を行った耐震診断員が行うもの

(補助対象となる費用)

第 6 条 補助事業の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 耐震設計に要する費用

(2) 耐震改修工事に要する費用（耐震壁の設置等に伴う既存仕上げ等の撤去及び復旧等、耐震改修工事に必要な工事を含む。）

(3) 工事監理に要する費用

2 前項の費用は、消費税等相当額を除く額とする。

(補助金の交付額)

第7条 補助対象費用及び補助金の交付額は、次の表のとおりとする。

実施内容	補助対象費用	補助金の交付額 (各号に掲げるもののうち、いずれか低い額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てた額とする。)
耐震設計	第6条第1項第1号	(1) 補助対象費用の3分の2 (2) 補助対象住宅の種類により次のア及びイに定める額 ア 戸建住宅の場合は1棟につき10万円 イ 共同住宅又は長屋の場合は1棟につき20万円
耐震改修工事	第6条第1項第2号及び第3号	(1) 補助対象費用の3分の1 (2) 1棟につき80万円
1段階目改修	第6条第1項第2号及び第3号	(1) 補助対象費用の3分の1 (2) 1棟につき40万円
2段階目改修	第6条第1項第2号及び第3号	(1) 補助対象費用の3分の1 (2) 1棟につき40万円
耐震設計及び耐震改修工事を総合的に実施	第6条第1項第1号、第2号及び第3号	(1) 第6条第1項第2号の10分の8 (2) 1棟につき100万円
耐震設計及び1段階目改修を総合的に実施	第6条第1項第1号、第2号及び第3号	(1) 第6条第1項第2号の10分の8 (2) 1棟につき60万円

耐震設計及び1 段階目改修を 総合的に実施 した後に2段 階目改修を実 施	第6条第1項第2号及び第 3号	(1) 第6条第1項第2号の10分の8 (2) 1棟につき40万円
--	--------------------	--------------------------------------

第3章 手続き

(補助金交付の申請)

第8条 申請者は、補助事業を利用する前に、補助金交付申請書（様式1）に次に定める関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者が個人の場合は、住民票、申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）、法人格を有しない団体の場合は代表者の住民票（発行から3ヵ月以内のもの）
- (2) 納税証明書（指名願）の原本（補助金交付申請を行う年度に発行したもの）ただし、法人格を有しない団体の場合は、納税義務がない旨の申出書
- (3) 建物の登記事項証明書（共同住宅、区分所有建築物にあっては申請者が所有する部分）（表題部、権利部が明示されているもので、発行から3ヵ月以内のもの）
- (4) 第3条第7号の要件を確認するための次に掲げるいずれかの書類
 - ア 建築基準法に基づく検査済証の写し（本市又は指定確認検査機関が発行する証明書等に代えることができる。）
 - イ 耐震設計を行う耐震診断員による、補助対象となる住宅が建築基準法第6条に定める建築基準関係規定に適合していることを確認した旨の申出書
- (5) 申請者以外の者が入居している建築物（区分所有建築物、共同住宅等）にあ

っては、申請者以外の合意がある旨の申出書

(6) 前条に掲げる実施内容のうち、耐震改修工事（段階改修工事を含む。）を実施する場合は下表に定める書類

必要書類	実施内容		
	耐震改修工事	1段階目改修	2段階目改修
耐震診断結果報告書の写し（計算書一式を含む。）及び耐震診断精査確認報告書の写し（以下「診断書類」という。）	○	○	—
耐震設計計算書の写し及び耐震設計精査確認報告書の写し（以下「設計書類」という。）	○	○ （1段階目改修及び2段階目改修に係るもの）	—
付近見取図、配置図、平面図（現況及び補強後）、基礎伏図（現況及び補強後）、耐震設計図及び工事に関する仕様書（以下「図面等」という。）	○	○ （1段階目改修に係るもの）	○ （2段階目改修に係るもの）
耐震改修工事に関する見積書の写し（補助対象部分と補助対象外部分を明記するとともに、積算根拠や積算内訳を明らかにするもの。以下「詳細見積書」	○	○ （1段階目改修に係るもの）	○ （2段階目改修に係るもの）

という。)			
工事施工業者が、建設業法第 3 条第 1 項の規定により許可を受けたことを証する書類の写し (以下「建設業許可証」という。)	○	○	○ (2 段階目改修に係るもの)

(7) 前条に掲げる実施内容のうち、耐震設計及び耐震改修工事（段階改修工事を含む。）を総合的に実施する場合は次に掲げる書類。（ただし、耐震設計及び 1 段階目改修を総合的に実施した後に 2 段階目改修を実施する場合は、前号に定める 2 段階目改修の書類とする。）

ア 耐震設計に要する費用の見積書の写し

イ 耐震改修工事に要する概算費用を示すもの

ウ 診断書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

2 前項の申請に当たっては、棟毎に行わなければならない。

3 申請者のうち、本市の補助事業又は派遣事業を利用し耐震診断を実施した者については、診断書類の添付を省略することができる。

4 申請者のうち、耐震診断精査確認報告書の交付を受けていないものは、第 15 条に掲げる耐震設計の精査までに市長による耐震診断の精査を受けることを前提として耐震診断精査確認報告書の写しの添付を省略することができる。

5 申請者のうち、本市の補助事業を利用し耐震設計を実施し補助金の交付を受けているものについては、設計内容に変更が生じている場合を除き、設計書類の添付を省略することができる。

(補助金交付の決定等)

第9条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(様式2)又は補助金不交付決定通知書(様式3)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をする場合に必要があるときは、補助金交付について条件を付することができる。

3 申請者は、第1項の規定に基づく補助金の交付決定を受ける前に、第7条に掲げる実施内容に係る契約を締結してはならない。

(耐震診断の精査)

第10条 前条に定める交付決定を受けた申請者のうち耐震診断精査確認報告書の交付を受けていないものは、第15条に定める耐震設計の精査までに市長による耐震診断の精査を受け、耐震診断精査確認報告書の交付を受けなければならない。

2 市長は前項による精査の結果、耐震診断が適切に行われていないと判定した場合は、申請者に対し、耐震診断を適切に行うよう指導することができる。

3 市長は、第1項の精査の結果、耐震性を有することを確認した場合、第24条第1項第1号に基づき補助金交付決定を取り消すことができる。

(耐震改修工事等の内容の変更等)

第11条 申請者は、第9条第1項の規定による補助金交付決定の通知を受けた後、申請内容に変更があった場合は、速やかに補助金交付変更等申請書(様式4)に次に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付額に変更を生じない軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 変更の内容を表す書類、図面等(当初及び変更内容を明記のこと。)

(2) 変更後の耐震改修工事等に要する費用の見積書の写し(補助対象部分と補助対象外部分を明記するとともに、積算根拠や積算内訳を明らかにするもの。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

3 耐震改修工事等の内容に変更が生じる場合、市長は申請者に対して、再度第14条に定める精査手続きを行うよう指示することができる。

(申請者の変更)

第12条 第8条第1項の申請を行った後又は第9条第1項の交付決定を受けた後に、申請者の変更が必要となった場合は、新たな申請者は、速やかに申請者の変更申出書(様式5)に次に定める関係書類を添えて市長に提出し、承認を得なければならない。

(1) 建物の所有者が変更になったことを証する書類

(2) 申請者が個人の場合は、住民票、申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書)、法人格を有しない団体の場合は代表者の住民票(発行から3ヵ月以内のもの)

(3) 新たな申請者の納税証明書(指名願)の原本。(補助金交付申請を行う年度に発行したもの)ただし、新たな申請者が法人格を有しない団体の場合は、納税義務がない旨の申出書

2 市長は、前項の申出があったときは申出書の内容を確認し、申請者の変更承認書(様式6)により新たな申請者に通知しなければならない。

3 申請者は、住所、氏名に変更があった場合は申請者の変更申出書(様式5)により市長に申し出なければならない。

(耐震改修工事等の取下)

第13条 申請者が、補助対象の耐震改修工事等を取り下げようとするときは、申請取下届(様式7)により、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、交付決定を取り消し、補助金交付決定取消等通知書(様式8)により、申請者に通知するものとする。

（耐震改修工事等の着手）

第 14 条 申請者は、第 9 条第 1 項の規定による交付決定通知を受けた後、速やかに耐震改修工事等に着手するものとする。

（耐震設計の精査）

第 15 条 申請者は、第 2 条第 4 号アに定める耐震設計を完了しようとするときは、市長に耐震設計計算書等の精査を受け、耐震設計精査確認報告書の交付を受けなければならない。

2 申請者は、第 2 条第 4 号イに定める耐震設計を完了しようとするときは、第 2 条第 11 号ア又はイに掲げる専門機関に耐震設計計算書等の精査を受け、耐震設計精査確認報告書の交付を受けなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による精査の結果、耐震設計が適切に行われていないと判定した場合は、申請者に対し、耐震設計を適切に行うよう指導することができる。

（耐震設計及び耐震改修工事を総合的に実施する場合の耐震設計確認報告及び耐震改修工事の着手）

第 16 条 申請者は、耐震設計及び耐震改修工事を総合的に実施する場合、前条の精査を受け耐震設計が適切に行われていると判定を受けたときは、耐震設計確認報告書（様式 9）に次に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）設計書類。ただし、1 段階目改修の場合は 1 段階目改修及び 2 段階目改修のものとする。（次号において同じ。）

（2）図面等。ただし、1 段階目改修の場合は 1 段階目改修に係る部分のもの。（次号において同じ。）

（3）詳細見積書

（4）第 8 条第 4 項の規定により耐震診断精査確認報告書を省略した場合は、耐震診断精査確認報告書の写し

(5) 建築基準法第6条に定める建築確認が必要な工事に該当する場合は、確認済証の写し

(6) 建設業許可証

2 市長は、申請者から前項の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査を行い、本要綱に適合すると認めるときは、耐震設計確認通知書（様式10）により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の通知を受ける前に補助対象となる耐震改修工事（段階改修工事を含む）に係る契約をしてはならない。

（耐震改修工事の中間検査）

第17条 申請者は、耐震改修工事による補強箇所等を目視確認できる時期に、市長の中間検査を受け、中間検査確認書の発行を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による中間検査の結果、耐震改修工事が適切に行われていないと判定した場合は、申請者に対し、耐震改修工事を適切に行うよう指導することができる。

（耐震改修工事の完了検査）

第18条 申請者は、耐震改修工事を完了しようとするときは、あらかじめ、実施した耐震改修工事について補強箇所等の写真等により市長の完了検査を受け、完了検査確認書の発行を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による完了検査の結果、耐震改修工事等が適切に行われていないと判定した場合は、申請者に対し、耐震改修工事等を適切に行うよう指導することができる。

（完了報告）

第19条 申請者は、第7条に掲げる実施内容が完了した場合は、完了報告書（様式11）に次に定める関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 実施内容に係る契約書の写し

(2) 実施内容に要する費用の領収書の写し

(3) 実施内容が耐震設計の場合は次に掲げる書類

ア 設計書類

イ 図面等

ウ 第8条第4項の規定により耐震診断精査確認通知書を省略した場合は、耐震診断精査確認報告書の写し

(4) 実施内容が前号以外の場合は次に掲げる書類

ア 工事写真（施工中及び完了時の状況が確認できるもの）

イ 中間検査確認書の写し

ウ 完了検査確認書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第11条第1項ただし書に規定する軽微な変更については、前項の報告に併せ、その内容を報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第20条 市長は、申請者から前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式12）により、申請者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第21条 市長は、前条の審査等において、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを申請者に指導するものとし、理由を付した書面により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 22 条 申請者は、第 19 条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式 13)に口座番号や名義等がわかる預金通帳等の写しを添えて、市長に対して速やかに補助金の交付を請求するものとする。

2 前項の規定による補助金交付請求は、補助金交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日までに行わなければならない。

(補助金の交付)

第 23 条 市長は、申請者から前条の規定による補助金の請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 24 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 9 条若しくは第 11 条における補助金の交付決定を取り消す、又は交付決定をした補助金額の減額をする(以下「交付決定の取消し等」という。)ことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき

(2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき

(3) その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消し等を行ったときは、交付決定取消等通知書(様式 8)により、申請者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第 25 条 市長は、前条第 1 項の規定により交付決定の取消し等を行った場合、申請者に対して既に補助金を交付していたときは、補助金返還命令書(様式 14)により、期限を定めて返還を命じるものとする。

第 4 章 雑則

(補助の限度)

第 26 条 市長は、申請者に対して予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(耐震改修工事等の補助事業の遂行)

第 27 条 申請者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に耐震改修工事等を行わなければならない。

(調査等への協力)

第 28 条 申請者は、本要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(委託業務)

第 29 条 市長は、本要綱に基づく事業の一部又は全部を委託することができる。

(秘密の保持)

第 30 条 本要綱に係る業務に就くものは、業務によって知り得た秘密については正当な理由のない限りこれを漏らしてはならない。

(その他)

第 31 条 この補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年 6 月 29 日訓示第 24 号）及び社会資本整備総合交付金交付要綱に定めるところによる。

(委任)

第 32 条 本要綱の実施に関し必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

要綱様式

様式	名称	要綱関係
様式 1	札幌市木造住宅耐震改修工事等補助事業 補助金交付申請書	第 8 条
様式 2	札幌市木造住宅耐震改修工事等補助事業 補助金交付決定通知書	第 9 条
様式 3	札幌市木造住宅耐震改修工事等補助事業 補助金不交付決定通知書	第 9 条
様式 4	札幌市木造住宅耐震改修工事等補助事業 補助金変更等申請書	第 11 条
様式 5	札幌市木造住宅耐震改修工事等補助事業 申請者の変更申出書	第 12 条
様式 6	札幌市木造住宅耐震改修工事等補助事業 申請者の変更承認書	第 12 条
様式 7	札幌市木造住宅耐震改修工事等補助事業 申請取下届	第 13 条
様式 8	札幌市木造住宅耐震改修工事等補助事業 補助金交付決定取消等通知書	第 13 条 第 24 条
様式 9	札幌市木造住宅耐震改修工事等補助事業 耐震設計確認報告書	第 16 条
様式 10	札幌市木造住宅耐震改修工事等補助事業 耐震設計確認通知書	第 16 条
様式 11	札幌市木造住宅耐震改修工事等補助事業 耐震改修工事等完了報告書	第 19 条
様式 12	札幌市木造住宅耐震改修工事等補助事業 補助金額確定通知書	第 20 条
様式 13	札幌市木造住宅耐震改修工事等補助事業 補助金交付請求書	第 22 条
様式 14	札幌市木造住宅耐震改修工事等補助事業 補助金返還命令書	第 25 条
参考様式	建築基準関係規定に適合していることを確認した旨の申出書	第 8 条
参考様式	耐震改修工事等に合意した旨の申出書	第 8 条
参考様式	札幌市に納税義務がないことの申出書	第 8 条